

162

432

金毘羅大権現御守形見

014030-000-5

特16-493

金毘羅大権現御守形見

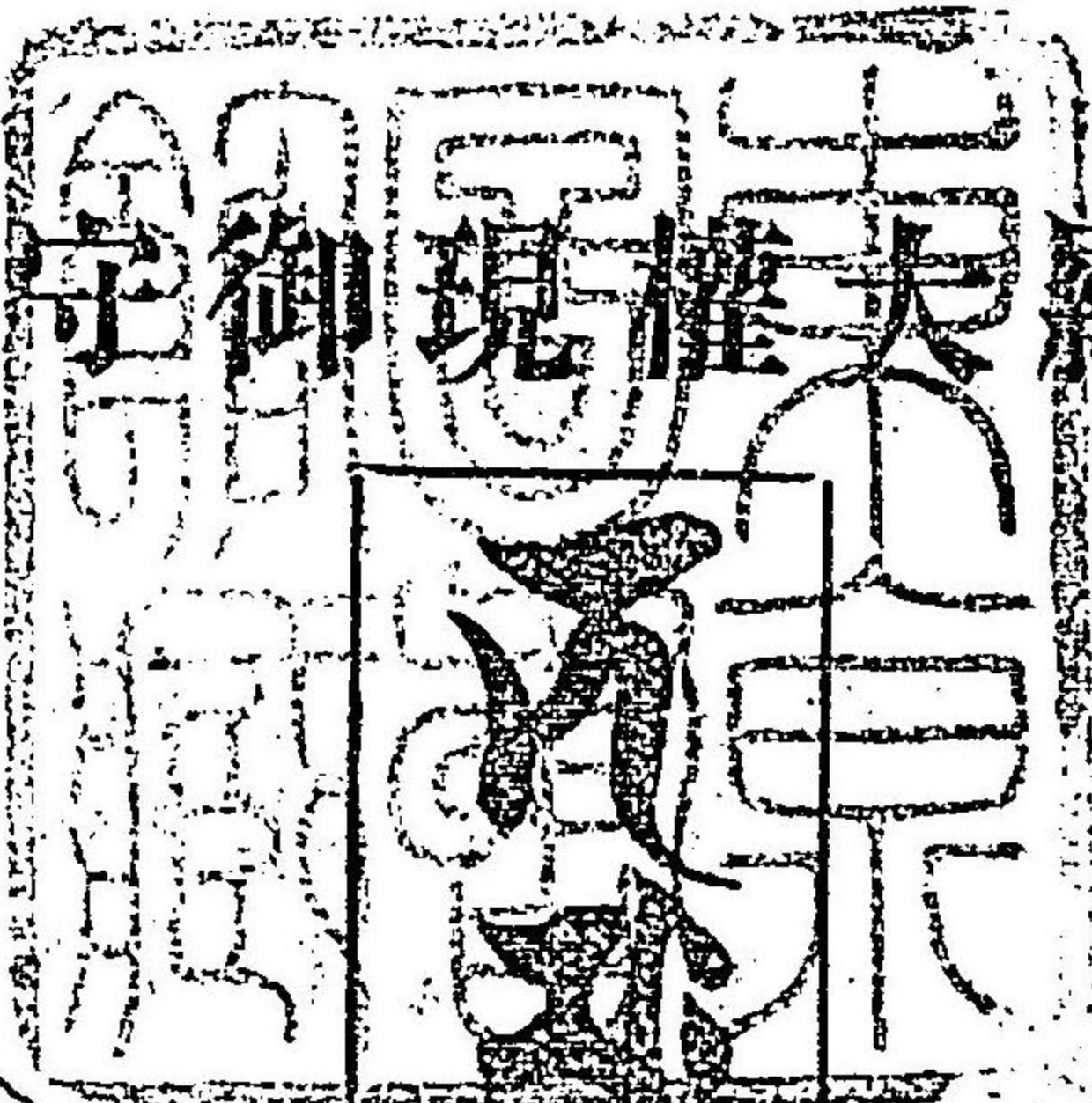
楫東 正彦 / 著

M25

ABB-0284



符內守御現權夫羅毘金



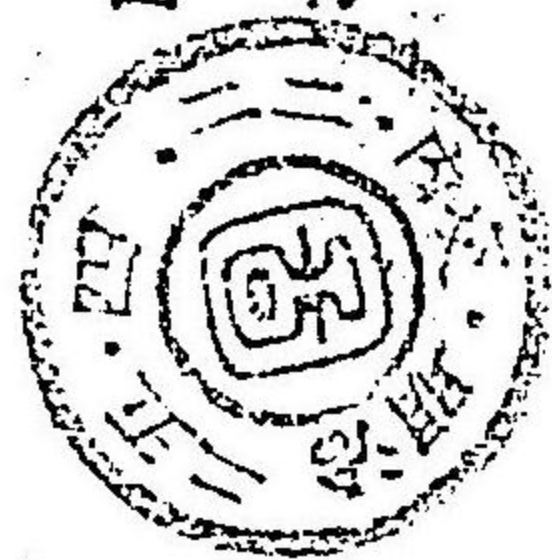
Vertical column of archaic Chinese characters, likely a specific incantation or name.



裏內
面符



表內
面符



真內
言符

金毘羅奉讚

仰げ諸人いやたみき	金富羅山の頂だきに
提婆達多を支へつゝ	權に現はす御相好は
金剛不動の化身にて	勇猛精進に在くき
其の眷属五百餘鬼	六万八千の夜刃と見
威稜崇とし金毘羅々	大悲の誓ひ最と深く
世尊在世の往古より	末法五濁の未來迄も
僧衆比丘尼を守り宛	吉祥福德はかりなし
耆闍の窟に歳と經て	龍化の春を待ち玉ふ

紀元二千二百五十年

閻浮日本之優婆塞甘木女生謹頌

金毘羅大權現御守形見

○第一 一段

余今春四國漫遊の途次讃州那珂郡琴平町に至り、或旅店お就て暫く休息の後老翁を案内し、
 此處に始めて琴平宮に詣り、結構輪奐筆端に盡し難し、先づ山門を望むに頗る寺觀の
 風あり、之を老翁は質をふ則ち是れ象頭山の總門にして元大なる二王尊を安し、題して
 松尾寺と云額有りしが今は無しと答ふ、門の右手お當て大夏二門あり、是れ則ち別當金
 光院及脇坊普門院勸なりと云、一は古物展覽所となり一は水難救濟會所となれり、門内
 大伽藍あり、注連を張廻して神額を掲ぐと雖も、一見其の体裁佛寺の金堂と謂へり、翁
 と認め、或は光明眞言を記したる者あり、加之社殿お在て、神官と思しき人信者の請に
 應じて、金色の幣束を振動して、上納物を収め居を見受たり、幣束と云へば、日本神道
 の故實は、必ず白紙の幣束なる可きに、如何なれば斯る稀有なる所爲あるやを疑ひ、之
 を翁に質とに、昔し金剛坊大僧正時代より、眞言宗僧の所爲を今も襲用せるなりと云、
 余依て其の金剛坊の事を問ひしに、維新後は神號を贈りて之を祭れる由を答ふ、余は甚
 だ之を訝る、抑も金剛坊は、朝廷より既お贈大僧正の御沙汰ありし人なり、且つ立派な
 る密宗の大徳松尾寺第三代住職なるに、之を神號を追贈とるは、果して如何なる理由ぞ



や、餘り無稽の所爲ならずや、翁亦笑ふて答へず、社前を左折して所謂御札所の前に至り見る、數多の信者皆な關東音を以て呼んで曰く、護摩札々々々と、余亦或ふ、抑も護摩供と云は、佛教の持切なるを、當社は今に神佛を混合して、神前に護摩を焼くやと問ひしに、否な護摩は焼ざれども、護摩札と云ざれば収金少なき故なりと、其の價を問ふ、三拾七錢五厘、則ち古への壹歩貳朱なりと云、余謂らく神道なる者は、斯く迄も故實に暗く法式を疎く、只利に而已敏なる者なるや、嗚呼大日本帝國の皇道たる、神道も亦た衰へたる哉、翁に就て之を質す何神を祭るやを以てせるに、不知と答ふ、再び問ふ、只琴平様なりと云、依て其の銅の大鳥井ふ刻付ある維新前の松尾寺とか謂へる寺院は、既小廢寺となりしやを質すに、尙は在と答ふ、則ち其の寺小案内させて、參詣せしむ、一小堂なれども、象頭山松尾寺と云フヲフを掲げ、堂内には、元金堂の藥師如来を始め、金毘羅大權現、本地佛不動明王、御影堂の弘法大師等を、安置せる掲示あり、依て寺僧に就て之を問ひしむ、畧縁起一枚を示す、立乍ら之を一讀して、頗る會得せる處あり、然れども其の理由未だ判然ならず、依て再び就て之を質すに、寺僧則ち一巻の書類を示して之を解説す、其の略曰く、抑も當寺は、其の古へ弘法大師の御修行ありし勝跡ありして、其の開山は役の行者なりと、中興金剛坊大僧正尊師の勸進帖なる者も、讀岐國仲那象頭山松尾寺を再興とると書出てありて、其の本尊は正觀自在尊なりと明言

し、又金毘羅上人は、内証大聖不動明王、外用役の優婆塞行なり、と自記せられたる程にて陀度由緒ある寺跡なり、此の松尾寺内ふ七坊ありて存せ、之を眞光院金光院普門院尊成院等とせ、而して眞光院は一龍株なれども常無住にして、多く死後の追住職を例とせり、金光院脇坊普門院は三龍職を以て滋罪を主管せり、故に中古以來松尾寺を代表する者は、多く金光院を以てと雖も、元來金光院は松尾寺中の一院號に過ぎりしなり、而して維新の際、朱印地變遷の時變に依て、社寺侍凡そ八百餘人其の扶持方お當惑して、議論紛紜人心恟々たり加之當時の金光院なる者は眞佛學を暗く、護持法教の念尤も薄く、只名利を傾きて恒心なかりしが爲か、實お不都合なる始末に及びたりと云、余依て其の書類を一閱するに、其の内尤も維新の時に當りて一大變革を來したる原因なる書面は、左の如しと思ふ者を鉛筆にて寫し取れり、其文曰

戊辰變革覺書の寫し

慶應四戊辰年閏四月十六日綾小路甘露寺兩家へ差出したる由緒書左の通り

金毘羅大權現起本之事 (是は最初の申立也)

抑も讀岐國那那象頭山金毘羅大權現は、往昔天竺より飛來の乘迹にて日本一社の神也、既に釋迦如來說法の時は西天に出現、王舍城お於て佛法を守護し給ひて、諸經お其靈威

を説く事妙用一みならず、其後佛舍利を持して當山小鎮座し給ふ、再度の由來深秘おし
 て、其趾被の實秘録に傳へ他に知らしむる事なし、權現自木像を刻み給ふ今内陳の神体
 是なり、生身は山の石窟の中に御座まし、神殿を去る事遠からず、爾るに又神の告
 依て役小角初て此山を開くと舊記口碑等傳ふ、往昔より神体を拜する者なし、元龜年中
 別當宥遍神体を拜す可しとて、無二の深心を抽で誓て一千座の秘法を修し、結願お后密
 の定室を開き直お生身を拜せ、威猛雄勢勝て言べからず戰慄して去る、翌朝宥遍の所在
 を知らず、從者遍く山中を尋ぬ、箸洗の岩上お於て終お宥遍の遺骸を得たり、左右の手
 に印を結び結御跡座して遷化と、見聞する者驚懼せずと云となし、其后定室を觸犯せん
 事を恐れ輕を堀り人の住來を絶、且師傳お權現の本地を習ふ顯密の二つあり、釋迦如來
 又不動明王なり、將亦社堂の神創祭事の始社領の興り、別當歴代等、往古回録有て舊記
 亡び、纒かお觀應年中の別當宥範所持の古記、或は師傳口碑等を以て記之、
 寶曆三年御繪旨寫し壹枚、同十年御繪旨寫し壹枚
 右は傳來舊記之儘、外に深秘之書一冊相添、全奉入御内覽候以上、
 閏四月 國郡庄 金光院法印宥常
 右の通内々差出候由來記、并に秘記は宥辨僧正書取之儘寫差出、尤も御繪旨等は何れ
 も宥辨僧正代なるか故に、尊勝院宥雨管三郎兵衛兩人同道にて閏四月十六日持參之事、

綾小路、甘露寺、信濃小路、熊谷等内覽お入候、閏四月廿七日再び熊谷お爲相見候、
 五月十五日種々掛り役人平田、西川、山田等へ内談候處追々加筆在之候（是より以下無
 稽の作説多し）

今般御一新之折柄梵語神號並お權現號被廢止復、傍被仰出候段、奉敬承候、左に條々
 奉伺候、

一金毘羅大權現は西天金毘羅山出現之稱號にして、再度象頭山お鎮廟御座候、右神號相
 稱し來候實へ本朝大國主尊也と申傳、併往昔回録舊記等は無之候得共、口碑之傳も御
 座候得者梵號之神號並お權現號相廢し、象頭山の古名金刀比羅山と相改、神號之義は奉
 蒙勅裁度奉存候事、

金刀比羅宮

一被仰出一山僧侶復籍之義は奉謹畏候
 一寶曆年中 勅願所 並日本一社之 御繪旨頂戴仕毎歲正五九月御撫物御引替、長日無
 怠慢寶祈延長天下泰平之御祈 並臨時御祈毎々被仰出御卷數 並國産獻上仕、其時々
 御菓子御備お相成且御檀料被下置候事、

一古來持傳之神領高三百三十石 並山林竹本諸役免除之處、慶安年中從大樹公御朱印お
 收被下成候事、

右者御仁惠を以て先規之通被仰付度伏而奉懇願候以上

五月

國郡庄

金光院法印宥常

奉歎願候口上之覺 (此文より私論の証自ら見ゆ)

讃岐國那珂郡小松庄琴平山、御鎮座被爲在候金刀比羅大神之御儀は、御代々無比類依御尊崇出格御沙汰之件々、並於天朝御取扱之次第等者、別紙に相記し

奉備尊覽候通り御座候、如斯種々不容易奉蒙朝命御蔭を以て神威日盛は不及申、奉仕候者共神領の商農小至る迄安住罷在候儀者、偏ふ廣大無量之朝恩と冥加至極難不仕合ふ奉存候然るに方今不一方御時節をも相辨候上者安閑難罷在天恩之万分之一をも奉謝報度赤心に御座候所、微力不肖之私聊以其實行を顯し難、然之會計御役所へ奉御伺、金一万兩奉調達度段、奉歎願候所御隣愍之御沙汰を以て、御採用被爲成下置重々難有仕合ふ奉存候、且万事寛大御仁恕御趣意に取継り猶更奉歎願候儀は、別紙に相記し候御由緒柄を深く所爲思召分、御制外之御沙汰を以て、向后被加勅裁之社、且私義大官司に被任度、俯て奉懇願候、然る上者彌々以て皇威赫々國家安靖之御祈禱、一社擧て可奉抽丹精候、恐懼敬白、

六月十四日

乍恐奉御届申上候口上覺

金光院事琴陵宥常

百般御一新付被爲尽御美典候御中にも、殊小神祇道之御儀者悉被爲復古候處、中世以降神佛混淆之儀、深く被爲掛観念各々名分瞭然之御趣意御布告之件々、難有拜承奉畏候、依之本社攝社を相始め、殿宇不殘純一無雜之改革、仕候段、別紙に相記し奉備尊覽、且舊號金光院宥常を改め、琴陵宥常と改名復飾仕候、此段乍恐御届奉申上候、恐惶謹言、

七月十四日

辨事御役所

琴陵宥常

余甚だ不審なるは右書上中に、前申述たる師傳相承の由來記にて、充分正當なる寺院の歴史とも見へ得べき、后亦至りて師傳を抹殺して、實は大物主尊なりと云口碑も有之候など、取止の無き妄言を以て容易官衙を隔着したる者の如きは、何故に斯る不道理なる始末なりしやを問ふ、其實歎願書も獻金云々と書る如く、當時多分の金を係り役人へ贈りて、周旋して佛寺を神社とせる由なれば、本來漠然たる事にて滅茶々々と山僧を逐拂ひたる由にて、實不當時の不道理なりし事を想ひ見るべし、然るに普門院宥常なる者は、少しく佛學にも富み且濫罪寺なりしが爲めに、法兄宥常と談合の上諸佛体及堂塔を守護して、(金堂二王門大塔を寺屬として受取たる事也)寺跡を相續せる事を約し、最初諸佛体を金堂に取纏めたるに、其后深見隼夫とか名乗者士迄於て神官

となり、一山を指揮して之を放棄し、取出し、暴擧及たるが爲に、各々佛像を奪合たる程の始末なりしと云へり、其の後掛合の末仲裁人ありて、先づ三箇年間寺門及金堂は其儘据置く事に約して、相待中お時勢益々一變して地方役所は多く廢佛論強く、廢院合寺の勢盛なりしが爲め、右松尾寺を相續したる普門院宥曉は、閉門同様の姿にて明治四年迄打過たるに、同年八月に至り倉敷縣廳は暴威おも、數百年來佛寺の古證あるにも係らず、嚴達を以て神社境内に寺院有之は不都合に付、立退申付元金光院の下邸と唱ふる小邸を以て、舊來の敷地と無理お交換申付て、松尾寺數百年の根跡を絶しめんと迄お切迫したる事ありと、故お明治十年迄は未だ本堂さへなかりしが、追々信者の相集りて今の假堂を新築したるなりと云へり、故お更に両部神道の變革に就ては、金毘羅の如きは神道に垂迹を談せざる、唯佛教の大權現おして、最勝王經に依り稱號せる金毘羅大權現なれば、これを廢そ可理由なく、亦之を廢せられたるの公達も無之お、當時松尾寺の一鷹たりし金光院宥常が、肆まゝに無稽の口碑を作爲して、一時金毘羅大權現の稱號を一變して、更お金刀比良宮と云類似の神號の勅裁を願出で、佛門を離れ更に一社を起し、以て自己の榮達を神祇官お求めたる迄の事にて、全く松尾寺と云名稱の内お屬せる、佛教上の純然たる大權現の名稱は依然たりし者なり、故お時移り正論世お顯れ、哲理判明なる今日に至ては、神道は神道、佛教は佛教と、何れも各別に其の信仰を維持し可き

者なるに、良もすれば無學の徒は權現號は佛共許されざる者なりと妄稱し、或ひは信仰なる者は一金刀比良宮一社の持切の如く妄想を逞ふし、右お類似したる稱號は相成ぬ事と思ひ玉ふは、大なる誤りにて名號の新古を以て之を論ずれば、金毘羅は三千年の昔よりの古名也、金刀比良は僅か廿年前後の新名なり、古名の者をして新名の者お差支ると云道理の万々有間敷事なり、故に大權現に對し奉りて恐れ多き事なれば、心ばかりの贊辭を唱へて下山したり（卷頭お記せる金毘羅奉讀則是也）

○ 第一二段

前段お引續きて參考書の要目を記し而して后お事由を論す可し

◎ 象頭山金毘羅大權現畧緣起

謹而象頭山金毘羅大權現御神殿の温觸を尋ぬ奉るお、勿体なくも大權現は西天竺は摩伽陀國、耆闍窟山の守護善神にましく、大聖世尊釋迦牟尼如來御在世の古し、普く佛法を守護し汎く衆生を濟度し、所有福德を世間お施こし玉へること、金毘羅童子經を始め、諸經の説相既に詳かなり、殊お其の本願を數へ奉れば、第一水難、火難、風難、盜難、諸病苦等の難を救わせ玉ふこと、拾二通りの誓願ありて各々靈驗顯著なり、仰ぐ可し信す可し、然るお世尊御入滅後は大權現亦た佛の金言に依て、佛法の東漸を守護せん爲

め、自ら佛舍利を捧げて諸の眷屬を具し、我大日本に飛來し玉ひ、終に讚岐國仲郡小松尾即象頭山に降臨有て、一山の三拾番神の奉請に依て、永く此の山に鎮座まししくけるとぞ、故に精進應現の御靈体も渡らせ玉へば、穢土の化縁の常住なる可らず、宜しく和光同塵の善巧も歸せ可しとて、大権現親ら大神道を以て天材を招き降し玉ひ、手ら尊像を刻み殘させられ、静か石窟の定門に隠れ玉ふ、是を以て水月感應の靈驗殊も著布徳音四方も聞へ終り九重の天も達と、時の帝王勅使を下して神殿を造營し社領を當行ひ玉ひける、時移星變て後世代を経て、人皇百十六代桃園天皇の御宇、改めて勅願所とし、御給旨を賜ひ、屢度御撫物を降し置れ、崇敬一方ならざりし、殊も大権現の分身中興大僧止金剛坊宥盛尊師の如きは、嚴か祭供の儀式、讀誦の經典、祈禱の心念等總て一山の法規を制定せられしより、彌々天下屈指の大伽藍となり、諸國の信徒雲集四來と、其の利生を蒙る者幾百千万なるを知る可らず、然れども時に窮通有り運に披塞を免れず所謂月に村雲花も雨風あるが如く、明治維新の初め神佛判然の御汰沙有之に際し、太平檢安の徒輩は、大政の方針を示すも其の理趣を解せず、版籍返上の議起るも概ね其の意義を辨せず、一山の僧侶尙は經典に暗く、在朝の諸士固より佛説を識らず、故に我象頭山金毘羅大権現は、元來兩部神道に非ず、亦唯一神道非ず、曾て勅提に依て日本一社の名目有すれども、是れ全く尋常一様の宮社に非ざるは勿論、一山の所談既も諸流神

道の外も卓立して、實も佛敎獨一の所祭神体なれば、他の本地垂跡を我國も談ずる、兩部一般の權現號とは自ら別途なる者にて、其の典據は最勝王經に詳かなる旨を辨解せず、無道にも大権現の威靈を隱蔽して、容易に口碑俗説を作為して、終に別体の神位を以て之を誣會し阿諛百端牽強錯出、漸く琴平宮神を新規勸請して、金刀比良宮の勅裁を仰ぐに至る、嗚呼法末凋亂とい申し乍ら、現に一千有餘年の久しき、法燈赫々たりし象頭山松尾寺一山の一龍職たる者、設令一時を購着するも豈に經説を認可んや、然れども苟初も別當舊金光院の法印にして、自ら愛欲の廣海に沈没し、名利の大山に迷惑して、輕しく法衣を脱して鳥帽子を頂ぐに至れば、亦尋常の力を以て能く之を支へ得可らず、其際も當つて獨り我松尾寺住職は、舊脇坊普門院おして一山三龍職たるを以て、堅く傳法を相承して執て助かす、静か秘録を守護して敢て時勢と相敵せず、密か諸佛体を奉じて徴々たる法供を捧げ、以て時運の到るを待し、果せる哉今や漸く天定り風波共お静なるの日お會と、機失ふ可らず、縁廻り熱せり、則ち先師金剛坊尊師の遺傳も法り、齋て八万四千護法の眷屬と共に、拾方檀那も特請して、爰も金毘羅大権現の威靈を發揚せんとと、抑も我象頭山佛敎古傳の金毘羅大権現と、琴平山神道新祭の金刀比良宮とは全く神佛別体なる者なれば、我佛敎有縁の信者は、金毘羅大権現の威徳を尊信して、其の名號字体の金刀比羅宮と相似たるを以て、妄り神佛を混する事なく、必らず其の信

十二
仰を誤るなかれ、爲めに一山の秘録を摘抄して畧縁起を告ること斯の如し、世の信男信女は謹而大禮現の威徳廣大なる事を拜謝せよ、

(以上は同寺に於て聞得たる縁起文なり今之を畧寫して贊考に供と)

○第三段

記者は元來我謾の性質ありて、凡そ世界に有とし所在事柄の總て探究せん事を企て、亦多く探究せり、故に自ら天狗氣取ふなり、世人も亦木葉天狗の部類あり必らず組入れて居るならん、種々なる經歷の内に尤も人の爲さざる奇行なる可きは、天狗の本家本元を實験せん爲め、身は八裂になるも物かわと、勇を鼓して或年の五月竹切の神事を幸として山鼻の平八著汁を澤山喰込、先づ腹力を確かあして鞍馬山に登り兵法場の一本杉を斜めに見過して、杳かに僧正谷の茅原露臥しつ天狗對面の爲め夜を明したる事、又二年の十二月、大晦日の夜大雪を衝て愛宕山に登り、氷の上に天狗と角力を試みんと企てたる事等を始めして、狐狗狸様の實驗ふ井生村で演説を試み、魔術の研究に厚生館に公衆を集むる等、皆な其の奇怪を研究するに外ならざるなり、爰に讚州象頭山金毘羅は同國白鳥山の本廟讀岐配帝崇徳院の猛靈を合祭し、且舊別當金剛坊宥盛が天狗となり、高野の金剛三昧院の義徳師も天狗となれる事を聞及びぬれば、太平記の愛宕天狗會の事思

ひ出し、何でも金毘羅の奥の院は、外道三昧入玉ひたる大徳方の御在ならん、一度面會を仕り、木葉乍らも天狗仲間近付にならん者と思ひて、或夜該山の奥なる箸洗いと云る所を攀ち登りて、奇一法眼傳授の三笠を受得たる事付ては、尤も妙談珍話も數多けれども、今は紙上を憚り、且亦神秘は容易に洩と可らざる訓戒を守りて、務めて君子を氣取りて、怪刀亂神は語らぬ事として、眞面目に文學者の考を以て、經歷の所見に就て拾遺の紀行を帥す可し、然ば同山の古きあ相違なし、縁起に依れば役の小角の開基にして、其後象頭山と云名號は弘法大師歸朝後の名稱なりと云事は、同大師が誕生地善通寺に在て惡魔の妨害を金毘羅神に祈り玉ひし事、其の不思議の靈驗に依りて權現の本地を出現せしむたりと云事は、彼の捨身が嶽又は釋迦が嶽と云る、地名の古跡に付て縁起確かなるが如し、故に先づ該所の記事を書立る先立て、同神靈に敬意を表し置かんと思ひ和讃を奉唱せり、總て歴史の感想と學理上の思想なくして旅行するは、無味にして樂み少し、名所古跡など探らんとするは、只花と月と山と水と餅と酒のみを以て、車を飛し馬を馳せ瀟車にゆられ船を漂よはさるゝは、餘り感心仕らず、併し日本普通の旅路の、伊勢參か京參りか大峯か金毘羅か大畧斯の如き者なり、是等は遊山半分信仰半分と大別して可ならん、我等は此外に在て信仰兼遊山の上、尙ほ歴史考証と文學上の材料を探究すると、風俗人情を觀察する等の種々の分子を含有せり、故に世人は餘

面白からざる所にて、色々の好材料を見出さず時は、中々面白ければ五日も十日も滞在して、其の蒐集に尽力する事あり、今此の紀行も此例に依りて、金毘羅神の御神体の如何迄迄立入りて、之を文學上お當はめて解釋する事に相成たり、然れども餘り神佛に對して恐れ多き事なれば、竝前に向て賛頌を唱へ尊敬を尽したる後、經文と神書と口碑の三を合釋して、之を事實に証據立んとするは、左の要点を定むべし、

- 第一 金毘羅神出所の事
- 第二 崇徳帝を合祭せる事
- 第三 大物主尊を附會せる事
- 第四 金剛防の天狗となりし事
- 第五 本地を釋迦如來なりと云事
- 第六 本地不動明王なりと云事

第一 金毘羅神出所の事

該山の縁起に依れば、天竺飛來生身應現の事を記してあれども、是等は今の問題外にして、本論非ざれば是を他日の所論にゆづりて、今は經說上の証據を擧來て、其の名字の出所を確かむるを以て第一とすべし、尤も此の名字の事に就ては、同山の關係尤も深

き、同じ眞言宗の達徳にて、讚岐の土岐僧正が取調べられたる筆記をも一見したれど今ハ彼是諸大徳の記せられし書中より、三五点を畧寫して其の要点を示す可し、第一は翻譯名義集の、金毘羅此の蛟と云、鱗ある蛟竜と云、摩竭此の鯨魚と云、金毘羅此の威如王と翻すと等云々せるハ、彼の大集菩薩念佛三昧經等ハ、金毘羅摩竭魚夜叉大將、乃至無量百千眷屬等の文あるを以て、梵漢並べ學て混雜なれば、讀者の便の爲めに是を一口お申さば、俱毘羅又は官毘羅、又ハ軍毘羅、又は禁毘羅等の異譯あるは、梵字の(ま)若し喉内空点の音を用ゆれば官なり、鳥鳴相通して之を呼ぶ時ハ則ち金なり、又梵音(マ)若し三五摩多の音に依れば、則ち羅轉して魯となるが故に、此の如き種々の異譯を生ずるなれども、結局別神ならず同名異譯なり、而して亦大權現と云る事に就ても、空海が兩部神道を首唱せしより、梵に本地を談し倭に垂跡を談する、彼の八幡大菩薩と申して、應神仲哀の兩帝を混雜して之を祭りたるの類は種々あれども、元來權現と云事は佛敎中の定語にて、今日兩部神道を廢したればとて、佛敎上の定語を廢絶せしむるハ、一切經を燒盡すに非ざれば及ばざる事ありて、彼の大寶積經の上にお有て、乃至世尊金剛不動の法身より、若斯種々お權現し玉ふと、云文等の存在する以上は、佛敎經說上の定理として、稱權と云名稱を人力を以て抹殺せんとするは、宛も兩手を以て大海を蔽はんとするが如く、到底人の口には戸はたてられぬ者なる可し、況んや眞言宗の如きは、金剛界胎藏界

の兩部曼荼羅を建立して、大日經に依て立教の体として、其の宗制を定めたる者は尙更の事なる可し、夫は別論なれども何宗あても、其の宗祖の達徳を崇めて佛菩薩の化身なりと云るは、通常の事にて亦怪む不足す、實亦應化權現の理由ある者なり、然れども今は之を論せし、只其の經說上の証據出所の文を二三點譯出し來る可し

第一灌頂神呪經第二云く、神を阿羅城金毘羅と名く、乃至佛比丘に告げて曰く、此の十二大神は諸鬼の中に雄なり、其の眷屬三万五千と俱なり、諸天闘ふ時獨り羅刹を伏せ、昔し法を知らざる時は血肉を以て食と爲して、常に人民小兒の屬を啖ふ、我れ爲めに法を説しかば今皆道を得たり、乃はち大誓願を作せらく、若し佛の滅后五濁亂の時に諸の弟子比丘僧衆を護し、吉祥福徳を獲せしめんと、同經第四云く、神を金毘羅陀と名く、字中威如王乃至是の七神王、當に巳が威を以て加して共に某を擁護し不吉祥を除く、鳥鳴惡夢野獸の變怪の哀み困りて人を撓まんと者某を害することを得ず云々、同經第七に曰く佛天帝釋に告げて曰く、女人神あり雪山の東に居止と、名けて阿利陀と曰ふ、七百鬼神あり以て官屬とと、乃至阿利陀鬼神の中に別に七神あり最大雄傑なり、乃至一に因台羅と名け、二には和休羅と名く、乃至七には金毘羅と名く、佛阿難お告げて曰く、此の七神王我が滅后に於て當ふ諸弟子を護し、諸の小魔をして其の便を得せしめず、若し食を施す時は當ふ七聚お作り、淨く銅器お灌し悉く潔淨ならしむ可し、慢心を生じざる

事勿れ、若し意起に非ざれば神王昧を離れ人を護せず、同經第八云く、大神將軍金毘羅、乃至佛告阿難曰く、此の諸々の大諸及神母等、若し四輩弟子の横に難に遭はん者其の名字を呼ばい、人をして福を得せしめ万事吉祥ならん、其他金光明最勝王經、大孔雀明王經、長阿含經、大集月藏經、藥師如來本願功德經、大灌頂神呪經等、諸經の上ふ散見せり、如斯經說上お確証ある上は、金毘羅大權現は佛教中天部の一神なる事明かど知る可し、我日本の神様お非ざる事は判然たる次第なれば、第一義の神の出所は既に一快したり、

第二崇徳帝と合祭せる事

崇徳帝の御本廟は讚岐の國白鳥山の御社なれども、金毘羅にも古來同帝を齊き祭れる事おて、其の靈威の四海に鳴り渡りしは彼の田宮坊太郎の仇打の話し、利生記后利生記など云へる芝居などあり、金毘羅の威力は天狗の不可思議を談する事是なり、是は太平記に四條河原の猿樂の舞台風なきにくづれて、公家庶人の多く負傷ありし事を記し條お、羽黒山伏の愛宕山お詣り、奥の院に於て、天狗評定を聞たる事を述るに當り、崇徳帝初め數多の公卿世を憤はり玉へる人々の、天狗となりて集議せしませる事さへ書き連ねたるより、千尋の海を渡る舟人、火災の空に翻る鳶夫など、一意に歸向したるは皆な天狗

の不思議を尊信せる者多きが如し、(金毘羅で古來坊太郎の芝居を禁せり、之を興行する時は妙火事あるか、又は大喧嘩ありし故なりと云ふ、)爰に同町の口碑に傳へる所に據れば、該地の名物なる金毘羅鮎と云者を賣る家五軒あり、之を古來五人の百姓と名けて、神事の節に御輿を昇ぐに必要の家なりとぞ、是等は權現様について來た五人の百姓なりと云て門地ある家柄なり、又同社の坊官ふ山上家山下家と云二軒の舊家ありて、是亦權現様に伺候せし先代より書類確証を持って、余其の記録を見たる事ありしが俗文を以て書たる者ゆへ、文學上の觀察めては新古錯雜して談論一定なし、同書は神体の事を金毘羅神と、黒龍神との二神分ち、黒龍大權現は金毘羅大權現の御眷屬にて、先づ飛來し玉ふ者の如く記したれども、甚だ杜撰の説と思へり、而して其の内權現様より頂戴したる御箱物など云る事ありて、甚だいぶかし、是等は思ふ中世に至りて、崇徳帝に隨行したる事を、權現さまと混じ傳へし者に相違なし、然ば崇徳帝の蒙塵を憤はりたるは、中代の僧俗一般なる者の如く、時宗の遊行上人其他の神文も、鳥羽法皇初め怨靈を救へたる例、毎度之を見受たる事あり、然れば金毘羅の同帝を合祭せる、亦た故あるなり、今其の証文を左に、

大寶積經三十六、菩薩藏會第十二、金毘羅天授記品第二云く、その時世尊王舍城入りりたまふ、諸天藥又大善神王金毘羅と名く、此の如き念を作と、今は如來形相殊異にし

て、世間の中において最勝遇ひがたし、人天の供養とる所を受くるお堪へたり、我等今は當に種々上妙の供具を以て如來に奉獻とべし、是の念を作し己りて便はち最勝飲食の香味を具足し、妙足し妙色を成就せるを以て佛に奉上と、爾時世尊その所獻を慰れみたまふが故に爲めに納受したまひ、時に金毘羅王の領とるとあるの大夜又象六万八千、即ち上供を以て苾芻僧に施とせ、阿難頌を以て問ふて云く、乃至神王報を捨已りて三十三天に往き、彼の天福を受け尽して焰摩天に生し、又親央天お生し、諸天の欲樂を受け尽して人中に生し、興亡智慧王と爲て四洲人主お王とし、自在轉輪帝たり、後の人王を捨已て便はち梵世天に生じ、天上人中數々往來して息まず、二十拘底却常お諸々の烟樂お感じ、最後お王位を捨て出家し、佛道を求め衆縁具足し已りて、究竟の菩提を成せん、

云云(中略)

又國史崇徳帝の御事を記するの條下に曰く、帝の讚岐の配所お御坐ましませや、世界を脱して全く佛乘に歸し玉ひ、御股の血を刺して五部の大乘經を親寫し玉ふ、三年にして成る、之を京都お上せて寺塔に納めしむ、今上之を以て帝の位を復せんとし玉ふ祈願なりとし、寺塔に納むる事を許されず、之を讚岐お却還し玉ふ、崇徳院之を聞し召、我五部の大乘經を親寫するは全く後世の冥福を期せる而已、何を塵宇に望む所あらんや、然るお今之を拒む事斯の如し、左らば此上は余が善道の望は斷へたり、若す我大魔王と作

て天下を脆亂せんとて、五部の大乘經をオクく引裂玉ひ、目蹴より血を出して怒らせ賜ひ、是より亦髪を梳らず沐浴し賜はず、手足共瓜をさり賜はず、食を絶て外道三味に入り賜ひ、終る自ら舌を破りて崩し賜ふとぞ、

因みに記す今現に白鳥の社、山下より山上に及ぶ三の拜所あり、皆な天狗異形の像を安置せり、金毘羅亦た内殿の神体は僧形にして、法服念珠と檀扇を持ちて兜巾を頂き賜ふ木像なりしと云へり、而して之を明歴二年丙申五月二日右京太夫源頼重の記する處なる、象頭山縁起なる者お照らす符節を合するが如し、古縁起に記する所少しく議論ありと雖も今其儘之を附記す、

讚州象頭山縁起

大日本國南海讚州高松の城を距ること八里許り、那珂郡に靈區あり、峯巒秀を鐘め白雲閣を飾り、千嶂喬木衝開碧落し、滿地の古苔は紅塵を遠離す、山を象頭と曰ふ、蓋し象に肖たるを以てこれを命す、寺を松尾と曰ふ、院を金光と曰ふ、當山舊記及び口碑云く、權現の本社は正東に向はしむ、是れ蓋し西天より此土お來る儀なり、當山に跡を垂れ己お三千年お向々とす、然るに釋尊出世の時佛法を守護せんが爲めお、同じく竺土お出現したまふ、乃ち修多羅いはゆる耆闍崛山の金毘羅神是なり、而して釋尊入涅槃の後に、佛舍利を分ち取りて以て此土お來り當山靈窟お現在したまふ、

一日定に入らんとす、今の廟窟是なり、入定の彼敢て神體を拜するものなし、然るお當山を司とる沙門宥遍といふ者あり、私かお廟窟を發き直に神體を拜と、巍々堂々として宛かも生身の如し、威望雄勢勝て言ふべからず、宥遍恐伏して地に倒る、少らくあつて戰慄して而して去る、翌朝宥遍の所在を知らず、從者等徧ぬく山中を尋ぬるに、當山の箸洗岳に於て終る宥遍が遺骸を獲たり、左の手には印を結び、右の手には劍を持して伏し倒る、見聞の者驚異せざるはなし、權現の本地蓋し不動明王の應化なり、左の手に念珠を持とるは是れ縛索なり、右手お檀扇を持とるは是れ利劍なり、二脇士あり、伎樂伎藝と名く、乃ち金伽羅。制陀伽なり云々、今瞻仰するところの尊形は權現自造と云ふ、當山亦世の興亡お隨がい、或ひは興し、或ひは廢す、祇今聖代閻宮あり、莊園あり、舊時お滅せず、最ともこれを仰ぐべし、竊かお以んみれば西天竺靈鷲山鎮守金毘羅神、在昔お有情を饒益せんが爲めお大願輪に乗じ、此土お飛來し鎮坐したまふ者なり、風霜古く歲月深ふして、彼小角初めて此山を開く、靈窟の中お寶瓶あり、寶瓶の中に佛舍利數位と紺紙金字の芬陀利妙典あり云々、然り而して靈驗日に新ふして衆の敬奉とるところなり、邪を摧くときは則ち威風沙界を動かし、正を顯はるときは則ち和光乾坤お遍し、須からく軒知すべし、

明曆六年丙申五月十日

右京太夫源頼重

以上列記せる史論と經説とを並照して之を見る時は、同帝の怒て外道に入る事を揚言し玉へる事、及び其の御一代の事跡を追想して、彼の經中に説き玉へる所の人天數回往來して云云の意味と畧相附會せる事を得べきより、此の説を作爲して金毘羅は崇徳帝なりと、本地乘跡の如く申し傳へしは、蓋し中世の俗説なりと雖も、文字なき時代に在ては、寧ろ斯の如き事を以て、一般の信仰を集むは珍しからぬ事にて、東京のお岩稻荷、作樂の宗五大明神、近くは銀山騷動の志士たる南八郎の首塚を參詣人の群集せる、尙近き例を舉れば、森大臣を殺せる西野兇徒の塚にさへ、多く人の集參せる如く、一時殘刻なる死を遂たる場合、亦正義ある武士、或は士女が冤を吞で横死したる亡靈など奇瑞を現すと云へる事は、随分其の例しある事なれば、讃岐院の如きは尤もいたわしき御末路にて、其帝位をせむらせ玉ひしより、兩宮兵を構へて、鎮西八郎初め數多の武士が冤を吞みつゝ、或は子の爲め殺され、兄弟相殺等、殘刻なる世代ありし事ゆへ、其の衝に當りて憤死し賜へる、崇徳帝の御靈を之に合祭するも、亦無理ならぬ事なる而已ならず、實際其の當時在ても、讃岐の廢帝が志度より小松庄に渡らせられて、御自身の御祈願を金毘羅神に遊ばせられたる事ありて、自己の御木像を松尾寺に托して、後世を吊わせ賜ひし事ありしやも謀りがたし、彼の五人の百姓など云るは、皆な崇徳帝を志度より御供申せし者なるべし、斯る關係を金毘羅と崇徳帝との間有せるを以て朝廷より

中世中山大納言の執奏依、金毘羅を勅願所の輪旨及びはれしは、全くは暗に讃岐廢帝の御靈位を慰さめ奉らる可き、御思召も幾分か含み居りし者なる可しと云説あり、因の記を維新の時、内殿の神体を改めし時、法衣袈裟寶冠槍扇珠數の御尊像を、墨にて塗抹し、珠數と槍扇を笏代へ奉り、法衣を黒天神服の如くして朝摩化したりとは、或る關係者も内聞せる事あり、故に今も金刀比良宮は大物主尊にて御相殿の崇徳帝の二柱なりと確かに聞込たり

第三金剛坊宥盛僧正天狗となる事

金毘羅の繁昌群參を極め、奥羽關東は勿論全國の信者の特にお歸向せる事、固より神佛の信仰心より來る者なれども、金毘羅は前記に申し述たる如く、經説の上には藥師如來の十二神の隨一觀音護神の第二神將として、何れも猛烈なる天部夜叉大將には相違なきも、何地の寺院何宗の經説中として之を説ざるはなし、別して眞宗の如きは、現世の小善小福の祈禱を以て、雜行雜修の部として之を説き、雖も、必竟無上名號の六字功德中、所有諸佛菩薩諸天部の類まで含有せる事は、彼の金光明最勝王經に説ける如く、(前記經說參照)なれば、見眞大師の現世利益和讃の中にも、諸天善神諸共夜ひる常守りつゝ、等の文あり又金光明の護摩品 設置玉へる御法なり、等の文ありて彌陀一佛の六

宇名號の大功德の中を攝し玉ふなれども、數多の經説を非議し玉ふにはあらざれば、諸宗を通じて佛敎守護の善神を敬し奉るの一段に至ては、聖德太子の守屋征討の際に、白檀等を以て四天王を刻し玉ひ、軍中守護神として勝利を得玉ひし爲め、四天王寺を建立し玉ふ御寺さへ御座しませば、最とも賢き事には相違なし、然れば今金毘羅神も何おも歸依信向する時は、其の利益には毫も變りはあるまじき事なるに、必ず四國は讃州仲の郡象頭山金毘羅大權現と、裸体参りみ寒中の大雪を凌いで、遠路参詣する必要もあるまじきみ、爰にはるく四國お出掛るに、曰く因縁のある事にて、象頭山松尾寺の第四世金剛坊の天狗となりし話しこそ、一番聞どころにして又研究事なる可しと思ふなり、依りて少しく其の話しを記述せし、抑も象頭山松尾寺は元役行者の開基なる事は、該山の縁起みて詳かなり、而して象頭山と云名號は、元大麻山と云しが、天竺の金富羅山、則ち耆闍崛山形に似たるにて、之を翻譯する時は象の頭らの意味みや當りけん、弘法大師空海尊者の歸朝後名け玉ひしとの事あて、其の住持者は古代に不分明なれども、今同寺の位牌堂に安置する記録を寫して、之を証明する時は左の如し

第一世 宥範僧正(觀應三壬辰七月朔日)

此間欠員あり不分明にて年代も隔絶せり

第二世 宥遍僧正(元龜元庚午十月十二日)

此の僧正權現の生身を拜せんとて誓て一千座の護摩を修し岩窟を開きて戰慄して退き其の後行衛知れずと云る事は前記縁起書參觀ある可し

第三世 宥巖僧正(慶長五庚午十二月十九日)

第四世 宥盛僧正(慶長十八庚丑正月六日)

此の僧正威力行法共卓出の知識あして、一山の規矩を定めて後世に訓戒を垂れ、象頭山松尾寺を再興する大勸進帳なる者ありて、今現に松尾寺に存せ、他日余寫し得たる者を記して報する事ある可し、而して同寺に於ては之を權現の化身と迄尊崇し、實に金毘羅の中興上人なるや疑ひなし、同寺に秘藏する處の傳法式三軸一函、中祖御遺訓三軸と唱へる傳授の卷物一函ありて保存せり、斯く後世に崇敬を受ける達徳の僧正に有けるが、其の外道三昧入りたるは疑ふ可らずして、高野山金剛三昧院の前世あて、有名なる義微僧正も外道三昧に入り玉ひし爲めに、該山の各坊時々大火ありと雖も、三昧院のみは火災の憂なきは、此の僧正の擁護する所なりと云傳ふ、而して其の傳法式を照し見るに、同一法脈に出たる事は符節を合と如くなりしかば、近來三昧院と松尾寺は法脈縁類の事に相成しと申し傳ふ、却説金剛坊の天狗力の不思議の一端を記さんに、同僧正の靈像は、兜巾法服太刀を帯び、雄豪の相にして、元象頭山御馬部屋の少し上に在しが、此の堂前を過る者、不淨を犯觸せる者は忽ち倒ると云の一事にして、山僧の若輩なる者など隱事を犯し、登山する時は忽ち堂前に倒るを以て、心中恐れある時は堂後の間道に避たりと

云事、及び前の高松候入城、付登山の初め、該堂前を馬上通行の際、馬躍りて進む能はず、如斯事數回なりしかば、該堂を本社の後手に移したると云一事是なり、而して其の奇瑞不可思議とも云可き者尙數多あり、今其一例を示して后其説明と理由を附して、之を証する事あらん、却説金剛坊の天狗となりし事は、俗説紛々信を置く可き事すくなしと雖も、先づ第一に金毘羅の祭典は三月の十日と十月の十日なり、此の春秋二季の兩祭の起原は、黒龍大権現の鎮座を三月とし、金毘羅大権現の鎮座を十月とする由を彼の山の宿老家たる山下家の記録に記したれども如何にや、兎に角其の當日の例式の通り祭典ありて、夜中十時を相圖として一山残らず下向し、山腹の石門の處に豫て用意の人夫ありて、太鼓を相圖としてバタ／＼と板圍をなし、人の登山路を止むと云へり、而して其の翌朝五時を相圖に、太鼓と共に彼の板圍を押し除きて、山衆一同に登山する事なるが、前夜會食の爲めに引散らしたる、器皿は盡とく積み重ねて傍らにあり、而して楊枝箸の類は一本も残らず、大風の爲めに吹去られて痕跡を見ずと云事にて、是は全く天狗が来て其の不潔物を、阿州箸倉山に持行なりと云を以て、該地の薬師寺は自ら奥の院と號し金毘羅を勸請し、盛んに流行すると云事なり、(此事に付奇聞あれと畧と)而て又爰に最近の事にて、現に其の僧を知れりと云山僧の一人に聞く、曾て今より四十年前程以前に最近の事と云、一人の若僧ありけるが、金光院の徒弟にて一日内陳の當直に付、該夜山上の

本社に上りて直番とる事なりしが、此の夜該僧は山下にて内々遊興し、山僕に托して留主を爲さしめ、同夜十一時頃密に歸山し僕を呼んで風呂の湯を命じ、自ら入湯して山僕を下山せしめしは夜半の事也、(該山御本社)傍らに俗室ありて社殿に入る前に必ず入湯して身を清淨にして社殿に入るを例とせる也、然るに午前三時頃に院主の參殿するに先達て、舊八ツ時の太鼓を相圖に、前夜の當直の歸院とるを例として、晨朝勤番と交代する事なるに、更に其の影だに見へざれば、寺内幾分か不審を抱き、何事かサワリなかりしや、(山上)神威の怒りに觸るるをサワリと唱へ常に注意と、早速僧僕をして見せしむるに、殿内更に人影なし、依て其の旨を歸り報ず、衆競ふて登山し、之を搜索するに風呂の釜の下に火炎甚だしく、就て見るに、大割八束を燒盡して火勢猛烈なり、浴室中を呼ぶも答へず、燈を照して之を檢とるに果して異狀あり、衣服は常の脱衣棚お脱てあり、湯槽の上おは蓋を蔽ひて大石を以て之を壓す、人をして之を除かしむるに大石重ふして除く可らず、終に五人の僧僕相擁して、漸くおして之を除きたるも、槽中には彼の若僧、三時間も釜煎の刑お會し事ゆへ、ユデマコ(ユデマコ)の如く眞赤に成て死してければ、コワ大變なり、最早汚物となれり、速かに山を下す可しとて、(山上)死体を止むるを禁じ、山上の僧死すれば、忽ち山下お下して之を取扱はしめ、僧おして葬事お會する者へ、火を思ひと唱へて、葬家お食せず、又三日間參殿せず、市中お下して加養し、解除護摩を修して悔

悟の祈を爲せり、然るも不可思議なるの、此の僧のかゝる大患の上、既死したりと見へたる者ありて、全身共腐亂せる如くなりしに、思ひきや漸次お氣息を吹き返へし五日あして快癒せり、然れども既山法を犯し、女犯肉食の証有り、且つおサワリを蒙りし者なれば、一日も山上お止む可らず、破門の上十五兩を涙た金お與へ追放せり、然るも此の僧大お實罰を受て悔悟し、後に著藏寺入りて、金毘羅の秘法を傳へて、金毘羅を祭りしを以て、再び金光院より訴訟に爲りて追放せられたりと云、此の事は日本一社の繪旨を笠お着て、御判所お出る時あり、日本全國何れの所も金毘羅を祭る事を得ざる作法なりしとぞ、嗚呼佛敎者おして同敎徒の經説お依て、之を祭祠するを故障するとは、餘りこゝろなき習ひなりし者かな、然し乍ら是の他の議論なれば今は要なし、只天狗となりし事お付て、其の天狗の所爲を確かむ事に付、此の話しお及びたる而已、斯る次第の實証ある上の、全く世お天狗なしと云可らず、又金剛坊の天狗となりし事も、疑ふ可らざるが如し、然れども近來の生學者は、之を誥せざれば、先づ証跡を示したる上お、是より物茂卿の天狗説より説起し來て、以て其の説を明かにす可し、物徂來の天狗説お曰く

殺機一發。風怒霆行。拔樹隕石。岩石辟易。万物爲蠶。頃刻而霽。天地開明。一介弗損。隕然如故。是誰之爲與。窈冥之中蓋有物焉。倏忽乎爲人。倏忽乎爲物。衆莫能端倪。世俗所圖

傳。廼有象鼻喙戴勝虎爪電目肉翅。鬚鬚乎豐隆之神者。稱之曰。天狗云。茂卿稽諸典籍。易有之。艮爲山。爲狗。爲黔喙之屬。是其所繇象耶。薦紳先生。或引客星。或援外國之獸者。迺執名感其實。可謂忘也。三代而上。但謂之某山之神。後世所誂。起自丘言。中國多仙。吾邦多天狗。彼所稱。紫虛碧霞眞武帝君。迺此謂榮術。太郎。金毘羅。妙義。類皆是也。夫神者。聰明正直者也。云云

凡天狗論の反對者、自身既お外道の一分お位とる者多くして、廣く經説を調べず、經史を究めず、尙ほ且つ國史上の實理を知悉せざる輩に多くして、自語相違する所尤も多しと雖も、今は餘白なければ簡單に之を論定と可し、世お鬼神なく靈威なしとする時の國祖を尊崇するの觀念を害するの勿論、祖廟の靈威も爲めお輕きに傾く可し、世に神と云も佛と云も之を一口に申さば、達徳の靈威を示すに外ならざる可し、菅公の神威も日本武の神も、加茂も春日も乙なる感情お成果ぬ可し、然れば實際お於て其の威靈てふ者の現存する以上は、之を争ふも無稽を論じて無稽お落る者どこ云可き次第なれば、徂來の所論全篇之を是認せざれども、其の山神河伯太乙泰山の神などより考ふるも、我新嘗大嘗の祭典より見るも、外敎の上お天使像言者を説くも、何れも其の普通人の外お一種立異りたる、神人とか仙人とか云可き者ありと假定せざる可らず、然れば今彼の金剛坊の天狗となりしと云事お付ても、何條不思議の候可き、元龜天正の間お起て武を以て兵を弄したる、一個の大將お過ざる者尙ほ且つ豐公神社の神靈あり、舟岡山の神靈あり、

東照權現の神靈あり、近々の維新前後の諸有志等の種々の神靈を齋に祭られ賜ふも、數多かる可し、然れば此の宥盛僧正の天狗となりしとて崇敬せらる、何の疑ふ可き事あらんや、固より密宗眞言の高僧中へは、如此類例は豈に獨り金剛坊のみならんや、

第四本地佛を釋迦如來なりと云事

該山の著名なるは今更に論せざるも、其の祭典の金毘羅大權現の本地佛の、何たるやを講明せざる可らず、山法に於ては權現の本地を習ふ顯密の二ツあり、顯門に就て之を辨する時は世尊釋迦如來なりとせ、何を以て之を云となれば、彼の寶積經に謂ゆる、乃至世尊金剛不動の法身より如是種々權現し賜ふと有し、經說上より權現の字を解釋する出據なるのみならず、現み如來在世の古へ提婆達多なる者ありて、如來に敵對し奉り自ら毘富羅山上の城居を搦て居足せり、如來一日衆羅漢を率て山下を過ぎ玉ふ、提婆達多を時として自ら大勇力を出して、一大磐石を擲て如來を害せんとす、無慘も如來は此毒計の爲め、磐石の下に壓死し玉ふ可しと思ふ折しも、此時遅く彼時早く忽然として空中に金毘羅天童子の姿出現し、今提婆が如來を租撃したる磐石を空中に受止め、却て之を反撃し賜ふと見へしが、何かは以て免る可き、天童子の神通豪力に擊返されたる石の下へ、達多の壓死して亡びてければ、其の居城即ち金毘羅山を天童子に附屬し賜

ひしは、如來の附屬品に依て之を金毘羅天童子と申し奉り、又之を金毘羅大權現と尊號し奉る次第なれば、此の天童子は如來の金剛不動の法身より觀り現し玉ひし攝伏門の天部善神と相見へ候得者、其の本地を釋迦如來なりと申すは正當なる解釋ならんか、左ふ其の經說の証文を抄寫し、而して亦其の參考として近く山岡鉄舟の記述を抄畧して、本記に付添す可し、

因ふ云象頭山の元來金山寺、聲明寺、松尾寺の三伽藍地が、長曾我部の兵亂より一の松尾寺に合同したる者を見へ、該山の舊記を調査するに、塔中の西林房、竹林房と云二房あり、而して西林房は眞光院となりて、竹林房は普門院となりし者の如し、而して西林房は聲明寺の一龍跡にして、竹林房は金山寺の跡なるかと思はる、故に眞光院は即ち松尾寺の一龍なる者を見ゆるなり、然れども維新の際まで、本尊は觀音自在尊なりし、此の本尊は即ち普門院の開基佛ならんと云へり、其証は金剛坊導師の象頭山松尾寺を再興すると云へる、大勘進文の初め、本尊の正觀自在尊、抑も此尊者末世云々と自筆の書今現み松尾寺に存在せり、是は傳法の外三軸の秘書の中へ在り一部なり、金光、明長、勝王經第九諸天藥叉護持品に云く、曠野に金毘羅と寶度羅と黄色の此れ等の藥叉王に各々五百の眷屬あり、此の經を聽くものを見れば、みな來りて共に擁護すと、大孔雀明王經(義淨譯)卷の中へ云く、金毘羅藥叉は王舍城に住し、常々毘富羅

あ居す、大神力を具足し万億の裏又神あり、而もその眷屬とす、長阿含經第十二會經云く、金毘羅神の王舍城の毘富羅山の邊に住す、無數の鬼神恭敬し圍繞せり、毘富羅此の廣博と云い又廣普と云ふ王舍城邊五山の一也、大集月藏經第九に云く、その時に世尊復た摩伽陀國を以て善住光光天子、千眷屬乃至軍毘羅夜及百千眷屬付屬と等の文あり

正四位山岡鉄舟氏の金毘羅勸請殿縁縁誌曰

金毘羅權現と申は釋迦如來の化身ふましまして、或る時は薬師如來の護神とあらはれ、或る時は觀音薩陀の護身とあらはる、今其の本縁を辨して利生の殊勝なることを示さば、昔し如來說法し玉へる時、惡魔有て衆生を惱ませり、如來即ち金毘羅天童子の身を現して、彼の惡魔を降伏し衆生を安樂ならしめ玉ふ、其因縁具ふ彼の威徳要法を説けるが如し、是故先哲曰、此法ハ尤も鎮國利物の法寶なりと、而るも眞言宗は其秘法を相承せるを以て古より各地の寺院勸請奉祭して以て寺鎮とし、且國家の豐饒を精修し士民の福壽を懇請せり、權現の威力最尊最勝なるを以て、遠く至誠を感應し篤信ふ冥被し賜はざる無し、是れ皆世人の知る所なり、云云
以上の文を推考すれば、釋迦如來を本地と云ふ事付て、既に思ひ申す過ん、

第五本地と不動明王なりと云事

經説ふ依れば、本地を釋迦如來なりと云へる事は、最早争ふ可らざる次第なるも、爰も本地を不動明王なりと云事は、他ふ比類なく、唯象頭山の金毘羅に限る山法なる可し、抑も其由来を尋るも、前項に記したる如く象頭山松尾寺と云るは、随分古き寺跡あり、空海の入唐前より其基礎の立居し事は、開基を役の行者なりと云を以ても判然せる次第なれども、斯る古寺も其の盛大およびしは、元龜年中より追々盛んふなりし者の如し、何となれば該寺の記録も回録ありて、往古の住僧別當を詳かあせざる由を記したるも、彼の山下山上と云る兩家の舊記も延喜以上より既社領ありし者の如く書したれど確實なる証なし、去り乍ら古來より寺領を有したるに相違なき事は、徳川大樹公よりの朱印書を讀み、前も其の村名石高を記して、在來の通令寄附畢と云文を書入られしは、舊來の寺領の古くして中古の武家大名の寄附非らず、持傳來りし者なる事を証するも足ればなり、而して又繪旨の文を讀み、爲讚岐國所在之一社他無之處と有し、依て舊幕代に在て何の處も、金毘羅の開帳と云へば日本一社の繪旨を振舞して、之を差止め來りたるを例とせり、然れども興國中の別當有範より、中絶して宥過僧正を出したりき此の僧正が權現の生身を拜せんとて、誓つて一千石の秘法を修し、岩窟を開いて恐懼して去りし後、箸洗岩の上に立往生したる死相は、片手も劔を持ち、片手も不動の印を結びたるを以て、自ら本地不動の相を表したる者として、本地の不動明王なりと云説

の山本起りし者の如し然れば其の次の別當が閉ち金剛房岩盛壽正なり此の僧正の松尾寺再興の勸進帳曰く

爰金毘羅上人。内証大聖不動明王。外用役優婆塞行也。云云

と自記せり、之に依て之を見れば、一山の秘密説の由て來る處る知る可きなり、故お他の寺院お於る金毘羅神は、大概藥師如來の十二神將の形相なれども、象頭山の金毘羅大權現の本地不動明王おして、他お異なる所以の者則ち是なり、故お象頭山金毘羅大權現の守札、内符は皆不動の眞言なり、而して其の小守の劔先お折付したるは、不動の妙劔お形とれるなり、又護摩札と云木札を山形成に切掛たるは、皆な不動の劔に形とりたる者なり、近時の金刀比良宮の小守の、劔先なく切立の儘にて、内符の只神靈と云印を一つ押したる迄なり

神佛守札の異なる處は如此、世人多くは之を辨せず、一お只こんびらさんの御守札は、火防水難よけどと珍重せるもおかし、大物主尊、火防水難の妙藥ならば、何故お本店なる出雲大社の守札を受ざるや、世俗の妄信の實お不可思議なる者おこそ、金毘羅權現は水難火防等の守なりと云ひ、佛教者眞言宗の作法お限る事なり、却説眞言宗不動明王を水難除、火災除の守とするの、手近き例を示せば、弘法大師唐より歸朝の時、難風を除け賜ふと云るの、高野山お有名なる波切の不動尊を御めとし、三井寺の涙不動等其他數

多く有之、火防と云事は彼の天狗の守護と云事より、天狗の一日お三度の火行ありと云事が、不動の火中に端坐せると縁由あるお根とる事にて、是は眞言宗に別お所説ある由なれども、今の文學上の普通觀察より評論する者なれば、爰お記さず、只一言記し置く可き事あるなり、夫の不動愛染と云二明王の事なり、此二王の對幅の如く相伴ふ事おて、不動の秘法、愛染の秘法と云事あるなり、男山八幡の奥の院の愛染明王おて、愛染秘法を修し、金毘羅の本地を不動と談するお故お、不動の秘法を修するなり、兎にも角にも經説に何とあるども、古來現に金毘羅の象頭山おて、其の秘法護摩は不動法なれば、象頭山金毘羅大權現は本地不動明王なるお明かなり、若し之を疑ひ、百年前も二百年前も、又目下の護摩札も其の木札に何と書したるや、「奉修不動明王護摩供、二夜三日家内安全祈禱」と書したるの、論より証據之に過たるのなけん、之を拾遺の終とす、

以上御守形見の本文は明治廿四年五月五日京都西六條おて發行する日刊新聞開明新報千五百九拾一號紙上より速日毎號續々掲載したる金毘羅紀行と題する紀事を今度其儘冊子に印行したる者なれば行文の間多少の誤植寫謬なきを保し難し、希くは讀者其の大要を知るお止め艸卒の尤を恕せよ、

明治廿五年三月下流

記者編輯局お誌す

明治廿五年三月卅一日印刷
明治廿五年三月卅一日出版

(定價拾錢)

京都市下京區不明門通魚之棚南入
佛具屋町三拾二番戶寄留

兵庫縣平民

著者 兼 輯 東 正 彦

京都市下京區東洞院通上珠數屋町
上ル富田町十九番戶

印刷者 柳 瀨 岩 三

發行所

京都市不明門通魚之棚下ル
必 有 社

大 取 次 讚州那珂那琴平町内町
細 川 涉

同 同 京都市油小路御前通下ル
興 教 書 院

同 同 市油小路花屋町上ル
顯 道 書 院

廣 告

○關西佛教俱樂部假規程(入會退會々議職制別定之)

第壹條 本部ハ關西佛教俱樂部ト稱シ京都市適當ノ位地ニ之ヲ假設ス(但シ當分ノ内ハ不明門通魚ノ棚下ル必有社ヲ以テ之ニ充ツ)○第貳條 本部ハ慈悲善根ヲ主トシ佛教ノ道徳ヲ以テ社會ヲ感化スルノ義ヲ執ル○第參條 本部ハ全國佛教各宗ニ通シテ社交上ノ連絡ヲ一致セシムルヲ以テ目的トス○第四條 本部ハ佛教各宗ノ慣例ヲ維持シ穩當ニ秩序ヲ履踐シテ應機進步ノ方向ニ隨伴セシムルヲ務ム可シ○第壹 佛教各宗ノ教徒ヲシテ互ヒニ往來問信ノ便宜ヲ得セシムル○第貳 佛教ノ慈善ヲ并勵シテ賑恤ノ義學ヲ盛行セシムル○第參 世間人事ノ交義ニ就テ道徳ノ頹敗ヲ挽回シ制令ノ不足ヲ補救ス可シ

●第四 全國佛教各團ニ通テ互ヒニ屬托ヲ辨理シ其信義ヲ保全スル○第五 世故急難ニ際シテ其救濟ニ同盟一致ノ運動ヲ爲ス○第六 佛教信徒ニシテ旅行若クハ行商出稼移住ヲ爲ス者ニハ全國何レノ地方ニテモ廣ク世界ニ信認証明ヲ表示シテ同教相憐ニ加力援助ノ便ヲ得セシムル○第六條 本部ノ出納ハ確實ナル表明ヲ以テ相當ノ職員之ヲ管理ス○第七條 本部ノ經費ハ發起人之ヲ負擔シ部員ノ義捐ヲ以テ之ヲ補充ス

明治二十五年三月

關西佛教俱樂部發起人謹告

